

【令和 9 年度自治ハウス等整備事業補助金一覧】

区分		補助対象事業	補助対象経費	補助割合	変更点
建築・購入・増築	拡・新	自治ハウス等の建築、購入に対する事業	10,500 千円を限度とする。ただし、外構工事費、備品整備費、事務費等は対象としない。 ア 災害時に孤立集落の可能性のある地区内に建設又は購入する場合は、前段の上限額に 3,000 千円を加算する。 イ 除却と併せて建築又は購入を行う場合は、前段の上限額に 5,250 千円を加算する。 ウ 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合は、定格出力（小数点以下 2 桁未満については四捨五入）1 kW あたり 200 千円（上限 10 kW）を限度額に加算する。 エ 蓄電池を導入する場合は、設備容量（小数点以下 2 桁未満は四捨五入）1 kW あたり 100 千円（上限 10 kW）を限度額に加算する。	補助対象経費の 3 分の 2	対象経費の限度額を引き下げる代わりに、補助割合を引き上げました。 アからエを新設しました。
	新	自治ハウス等の増築に対する事業	1,000 千円を超え 3,000 千円を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2	新設しました。
除却	新	自治ハウス等の除却に対する事業	他の区・自治会、町内会単位での施設の共有・共用の場合、除却対象となる建物の除却費用を対象とし、1,800 千円を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2	新設しました。
改修	拡	自治ハウス等のバリアフリー化改造整備に対する事業	1,000 千円を超え 4,000 千円を限度とする。	補助対象経費の 2 分の 1	対象経費の限度額及び補助割合を引き上げました。
	拡	自治ハウス等の耐震補強改造整備に対する事業 ただし、昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の建物	木造 耐震診断の結果、上部構造評点（IW 値）等が 1.0 未満と診断された建物の上部構造評点（IW 値）等を 1.0 以上に引き上げる工事 非木造 耐震診断の結果、構造耐震指標（IS 値）が 0.6 未満と診断された建物の構造耐震指標（IS 値）を 0.6 以上に引き上げる工事	補助対象経費の 3 分の 2	対象経費の限度額及び補助割合を引き上げました。
	拡	で、避難所として指定されているもの。	木造の場合は 1,000 千円を超え 7,800 千円、非木造の場合は 1,000 千円を超え 9,600 千円を限度とする。		

改修	新	自治ハウス等の再生可能エネルギー発電設備の導入に対する事業	次に掲げる要件を満たす太陽光、風力、小水力、バイオマス、その他市長が認める再生可能エネルギー発電設備の導入に係る本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、その他必要な経費で市長が認めるものを対象経費とする。 なお、再生可能エネルギー発電設備は定格出力（小数点以下2桁未満については四捨五入）1kWあたり200千円（上限10kW）を限度とする。 ア 発電設備は未使用のものに限る。 イ 事業を活用して導入した再生可能エネルギーで発電した電気は自家消費するものに限る。ただし、余剰電力を蓄電又は売電することは差し支えないものとする。	補助対象経費の2分の1	新設しました。
	新	自治ハウス等の蓄電池の導入に対する事業	次に掲げる要件を満たす蓄電池の導入に係る本工事費、付帯工事、機械器具費、測量及び試験費、その他必要な経費で市長が認めるものを対象経費とする。 なお、蓄電池は設備容量（小数点以下2桁未満は四捨五入）1kWあたり100千円（上限10kW）を限度とする。 ア 導入した設備は定置式で災害時に稼働できるものであること。	補助対象経費の2分の1	新設しました。
耐震診断	拡	自治ハウス等の耐震診断に要する経費 ただし、昭和56年5月31日以前着工の建物であること。	木造の場合は240千円、非木造の場合は600千円を限度とする。	補助対象経費の3分の1	補助対象経費を増額しました。
	拡	診断は、住宅耐震診断士が行う一般診断又は精密診断とする。			